利 根 漁 業 協 同 組 合 遊 漁 規 則 (共第1号及び共第15号第五種共同漁業権)

(目 的)

第一条 この規則は、利根漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた共第 1号及び共第15号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域に おいて、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(アユ、マス (ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。)、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ワカサギ、 ウナギ、カジカをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必 要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。
- 2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、期間1年の場合は遊漁 対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなけ ればならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十一条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者(第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。
- 4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料 を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水 産 動 物	期	間
ア ユ	組合が定める日時を	から10月31日まで
ヤマメ	3月1日から9月	20日まで
サクラマス (降海した後にさく河 したものに限る。以下 同じ。)	3月1日から9月	20日まで
イワナ	3月1日から9月	20日まで
マ ス (ヤマメ、イワナ、サ クラマスを除く。以下 同じ。)	1月1日から12/	月31日まで
コーイ	1月1日から12/	月31日まで
フナ	1月1日から12/	月 3 1 日まで
ウ グ イ	1月1日から12/	月31日まで

オイカワ	1月1日から12月31日まで
ワカサギ	6月1日から翌年3月31日まで
ウ ナ ギ	1月1日から12月31日まで
カジカ	1月1日から12月31日まで

2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示し、且つ必要あるときは上毛新聞に掲載して公表するものとする。

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その 規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁	具	漁	法	規 模
手			釣	1 人につき 1 本
竿			釣	1 人につき 2 本
投			網	1 人につき 1 統
た	ŧ)	網	網口径45cm
カゝ	す	み	網	1人につき1統・長さ7m 幅60cm・接続及び固定使用 は不可
P			す	1人につき1本・針等を放射して行う漁法を除く
置			針	1 人につき 5 0 本

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法は、イ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア漁具漁法	イ水産動物	ウ 区 域	工 期 間
毛針釣あんま釣	ア ユ	漁場全域	第三条第一項で定める 日時から 10月31日まで
アユ毛針釣(上げ下げ)	アュ	漁場全域	1月1日から 組合が定める日時まで
置針	全 魚 種	漁場全域	9月21日から 翌年2月末日まで
オランダ釣 撒き 餌 釣	全 魚 種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
友釣を除く 全 漁 法	全 魚 種	薄根川	9月21日から 翌年2月末日まで

ぐ い ころがし	全	魚種	万延橋から上流の片品川本支流 本支流 秋塚橋から下流の薄根川本支流 発知川・四釜川・谷川 湯桧曽川合流点から上流 の利根川本支流 岩本発電所取水口から上 流の赤谷川本支流	1月1日から 12月31日まで
			上記の水域を除く漁場全 域	1月1日から 組合が定める日時まで
投網かすみ網	全	魚種	綾戸ダム上流の採捕禁止 区域上流端から湯桧曽川合 流点までの利根川	1月1日から 組合が定める日時まで
			上記の水域を除く漁場全 域	1月1日から 12月31日まで
たも網	ア	ユ	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
やす	全	魚 種	幸知堰堤から下流の利根 川を除く漁場全域	1月1日から 12月31日まで
舟使用漁法	全	魚 種	人工湖を除く漁場全域	1月1日から 12月31日まで

- 3 氷上の穴釣りは、穴の直径15cm以上のものを利用してはならない。
- 4 前各項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
- 5 第二項の組合が定める日時及び前項の制限は、組合の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは上毛新聞に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右 欄の期間中遊漁をしてはならない。

	区	域	期	間
会社えん えん堤か ただし	堤から上流の利根 ら下流の利根川支	流の片品川本流	9月21日か 翌年2月末日	-
藤原湖間	青木沢を中心に南	「北 700mまでの	4月1日から 5月31日ま	で
	西川合流点及びホ mまでの間	そ谷川合流点から	4月1日から 5月31日ま	で

利根川藤原ダム湛水池内航行禁止区域	1月1日から 12月31日まで
発知川玉原ダム副ダムから上流玉原ダム	1月1日から
調整池内全域	12月31日まで
奥利根湖・ならまた湖	9月21日から 翌年2月末日まで (但し、奥利根湖のワカサ ギ釣りに限り、9月21日か ら11月20日までの期間を除 く)
奥利根湖湛水池内航行禁止地区及び	1月1日から
放流庭(新ビンズル橋まで)	12月31日まで
ならまた湖湛水池内航行禁止地区、ダム 放流庭及び導水トンネル出口部下流 3 0 m の区間	1月1日から 12月31日まで
木ノ根沢湯ノ小屋取水堰の上下流30m	1月1日から
の区間	12月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	全 長
マス	15cm 以下
ヤマメ	15cm 以下
サクラマス	15cm 以下
イワナ	15cm 以下
コ イ	15cm 以下
フナ	10cm 以下
ウ グ イ	8cm 以下
ウ ナ ギ	30cm 以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚種	採捕尾数制限
ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ	1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,000円、アユを除く魚種の場合は500円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期間	遊漁料の額
	徒 手 採 捕	1 目	3,500円
	等 釣 置 針	1 年	14,000円
全 魚 種	同 か す み 網	1 日	4,000円
	投網やす	1 年	16,000円
アユを除く魚種	徒 手 採 捕 手 等 数	1 日	2,000円
ノ 一 で 欧 \ 思 僅	手 た も 網 や 世 番 針	1 年	9,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期間	遊漁料
中 学 生	アユを除く魚種	徒手 等たや置 が 数網す針	1 年	300円

高 校 生	全 魚 種	徒手採捕 手 労 費 数 針	1 年	7,000円
	アユを除く魚種	徒手 年 た や 置	1 年	4,500円
身体障害者 県内居住者で 手帳所有者			1 年	第一項に規定す る額の1/2相当 額

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間 1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができ る。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第八条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があった ときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為を してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の底を撹はんしてはならない。

(漁場監視員)

- 第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を 命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付 した遊漁料の払い戻しはしないものとする。
- ○平成22年7月7日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-2号

◆◆◆注意事項◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第143条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求める ものとする。

◆◆◆注意事項◆◆◆

別 表 遊漁証取扱所

NO	名 称	所	在	地	電話番号	備考
1	組合事務所	沼田市西倉内町	7 3 4 - 4		0278 (22) 4516	
2	アオキ釣具店	沼田市下之町8	7 5		0278 (22) 3274	
3	石田釣具店	沼田市西倉内町	7 9 3 - 1		0278 (22) 2922	
4	大木丈司	沼田市薄根町3	3 8 0		0278 (22) 3261	
5	湊屋商店	沼田市下之町8	7 7		0278 (22) 2253	
6	真下釣具店	沼田市高橋場町	3 4 5		0278 (23) 1502	
7	嘉山勝弘	沼田市薄根町3	5 7 0		0278 (23) 4732	
8	林釣具店	沼田市下之町1	0 1 3		0278 (22) 3068	
9	生方静枝	沼田市岩本町1	6 3		0278 (24) 8262	
10	生方吉則	沼田市屋形原町	5 1 0		0278 (24) 8662	鮎漁期
11	清野幸三	沼田市下川田町	6 5		0278 (24) 1455	
12	トモエ工業社	沼田市町田町1	1		0278 (24) 1874	鮎漁期
13	中村サトミ	沼田市下川田町	1 0 1 7 -	1	0278 (24) 3006	鮎漁期
14	かねまん	沼田市岡谷町1	6 7 7 - 1		0278 (24) 5956	
15	松井金良	沼田市発知新田	町269		0278 (23) 9670	雑日
16	アンク゛ラース゛ハ゜ラタ゛イス	沼田市横塚町1	9 - 1		0278 (23) 0986	
17	金子隆良	沼田市岩本町1	7 3 - 2			
18	矢野 治	沼田市上発知町	1 0 4 4		0278 (23) 9765	日
19	阿部直次	沼田市下発知町	7 2 1 7		0278 (23) 9308	日
20	増田多作	沼田市佐山町1	5 6 2 - 2		0278 (23) 9321	日
21	水瀬光雄	沼田市町田町1	1		0278 (22) 4187	鮎漁期
22	セフ゛ソイレフ゛ソ戸鹿野店	沼田市戸鹿野町	3 7 3 - 1		0278 (23) 7254	日
23	ミニストップ 沼田バイパス店	沼田市薄根町3	4 0 0 - 2	8	0278 (22) 0285	雑日
24	立木一重	沼田市利根町尾	2 合476		0278 (53) 2210	
25	小林利雄	沼田市利根町根	·利 8 6 2		0278 (54) 8517	

NO	名称	所	在	地	電話番号	備考
26	中沢政雄	沼田市利根町小	卜松 9 2		0278 (54) 8319	雑日
27	笛田和夫	沼田市利根町2	2 3 6 - 2		0278 (54) 8614	雑日
28	星野 浩	沼田市利根町菌	薗原 1 3 7 1		0278 (56) 3360	
29	井上仁造	沼田市利根町平	Հ川 1296−1		0278 (56) 3111	
30	西形元樹	みなかみ町鹿男	予沢 9 3 - 4		0278 (72) 2250	
31	戸塚 登	みなかみ町藤原	系 5 9 5 9		0278 (75) 2077	
32	小林 学	みなかみ町湯杯	會曽113		0278 (72) 3529	目
33	中村智子	みなかみ町藤原	₹5814		0278 (75) 2271	
34	高田真市	沼田市利根町日	部影南郷85		0278 (54) 8018	雑日
35	小菅初雄	沼田市利根町村	艮利 9 4 7 —	1	0278 (54) 8601	雑日
36	横坂嘉久治	沼田市利根町村	艮利 5 8 9		0278 (54) 8609	雑日
37	北島秀晴	片品村土出戸名	\$ 2 6 0 8 -	2	0278 (58) 7575	目
38	尾瀬林業	片品村戸倉76	3 1		0278 (58) 7311	雑日
39	星野芳造	片品村花咲36	3 7		0278 (58) 3940	雑日
40	戸丸圭介	片品村花咲20) 1		0278 (58) 3294	雑日
41	松井和光	片品村鎌田39	9 4		0278 (58) 3107	雑日
42	須藤 大	片品村鎌田40) 8 5		0278 (58) 2075	雑日
43	白根加羅倉館	片品村東小川 4	1653		0278 (58) 2251	雑日
44	二嶋商店	片品村土出1	0		0278 (58) 7557	雑日
45	セブンイレブン 片品須賀川店	片品村須賀川 4	45-1		0278 (58) 2402	雑日
46	吉沢郁夫	川場村生品2	0 0		0278 (52) 2611	目
47	関 延男	川場村谷地1	2 4		0278 (52) 3061	雑日
48	見城光男	川場村萩室63	3		0278 (52) 2245	日
49	外山京太郎	川場村谷地2(5 4		0278 (52) 2127	日
50	セブンイレブン川場萩室店	川場村萩室1(0 0 - 1		0278 (52) 2583	

NO	名 称	所 在 地	電話番号	備考
51	山浦俊彦	みなかみ町月夜野553-2	0278 (62) 2826	日
52	桑原理市	沼田市硯田町62	0278 (23) 0263	
53	セフ゛ソイレフ゛ソ上牧店	みなかみ町上牧850	0278 (50) 7077	
54	阿部弐夫	みなかみ町湯桧曽169-1	0278 (72) 3831	雑日
55	須藤昭光	みなかみ町谷川87	0278 (72) 4378	雑日
56	剣持喜作	みなかみ町藤原1172	0278 (75) 2036	雑日
57	セフ゛ンイレフ゛ンみなかみ店	みなかみ町川上102-2	0278 (72) 2681	日
58	林竹雄	みなかみ町相俣1948-2	0278 (66) 0779	雑日
59	笛木茂雄	みなかみ町相俣130		雑日
60	杉木達雄	みなかみ町新巻3575-2	0278 (64) 1244	目
61	熊谷薫	みなかみ町相俣236	0278 (66) 0168	雑日
62	笛木俊明	みなかみ町猿ヶ京温泉1015-3	0278 (66) 0016	雑日
63	川端商店	昭和村栃久保573	0278 (23) 2626	
64	阿部隆夫	みなかみ町粟沢 5 5 3 - 1		雑日
65	ローソン沼田インター店	沼田市桜町1678-8	0278 (22) 7777	雑日
66	玉原山荘	沼田市上発知町553	0278 (23) 9237	雑日
67	岩井敏明	みなかみ町幸知 5	0278 (72) 5128	雑日
68	セーフ゛オン尾瀬大橋店	片品村鎌田3873-8	0278 (58) 2638	雑日
69	原沢三郎	みなかみ町須川1074	0278 (64) 0083	
70	セブンイレブン 老神温泉入口店	沼田市利根町高戸谷610-1	0278 (56) 4855	目
71	セブンイレブン みなかみ布施店	みなかみ町布施1609-3	0278 (64) 1155	日
72	tブンイレブン 上久屋店	沼田市久屋原町270-1	0278(23)7011	日
73	ファミリーマート 沼田久屋原店	沼田市久屋原町5-1	0278(60)1381	日

日:1日遊漁証のみ取扱 雑日:アユを除く魚種鮎日:アユの1日遊漁証のみ取扱 鮎漁期:鮎漁期のみ取扱 雑日:アユを除く魚種の1日遊漁証のみ取扱